

仕 様 書

1. 件名

令和7年度富山労働総合庁舎外5施設で使用するレンタカー賃貸借契約

2. 賃貸借期間

別添一覧表のとおり

3. 契約履行場所及び台数

別添一覧表のとおり

4. 納車及び返却方法

(1) 納車

別添一覧表の賃貸借期間初日の8時30分から12時までの間に自動車燃料を満杯にした車両を利用官署に納車することとする。

ただし、賃貸借期間初日に納車を行うことが困難な場合は、賃貸借期間初日の2日前（土・日を除く）から納車を可能とする。

なお、納車に当たっては、事前に利用官署担当者と調整を行うこと。

(2) 返却

別添一覧表の賃貸借期間最終日の13時から17時15分までの間に自動車燃料を満杯にした状態の車両を引き渡すため、利用官署から引き取ることとする。

ただし、賃貸借期間最終日に引取りを行うことが困難な場合は、賃貸借期間最終日の2日後（土・日・12月29日～1月3日を除く）までに確実に引取りを行うこと。

なお、引取りに当たっては、事前に利用官署担当者と調整を行うこと。

5. 車種仕様

(1) 排気量1,000cc～1,500ccクラス（小型乗用車）

(2) 5ドア若しくは4ドア／乗員定数5人以上

(3) AT若しくはCVT

(4) 運転席・助手席デュアルエアバック

(5) エアコン

(6) カーナビゲーション

(7) バックモニター

(8) 燃料：レギュラーガソリン

(9) ハイブリッド車で低燃費かつ低公害車であること。

（排出ガス基準及び燃費基準は、「令和7年1月環境物品等の調達に関する基本方針」による。）

(10) 降雪又は凍結が見込まれる時期（12月1日～3月31日）については、スタッドレ

スタイヤを装備した車を準備すること。

- (11) 事故・定期点検等により、車両が使用できない場合は、速やかに代替車両（契約クラス同等以上で1,500cc以下とする。）を用意すること。ただし、クラスの違いによる差額の支払いは行わない。
- (12) 富山公共職業安定所及び高岡公共職業安定所において、2台の借受けとなる期間は、車種又は車体色の異なる車両を1台ずつ納車すること。

6. 保険・補償関係

保険及び補償制度は下記以上の内容とすることとし、保険料は契約金額に含むものとする。（免責補償料も含めて入札書に記載すること。）

対 人	:	1名	限度額	無制限	（自動車損害賠償責任保険を含む）
対 物	:	1事故	限度額	無制限	（免責額0万円）
車 両	:	1事故	限度額	時価額	（免責額0万円）
人身傷害補償	:	1名につき	1,000万円	以上	とする

7. ノンオペレーションチャージ

レンタカーで事故に遭った場合等で発注者に過失がある場合については、下記金額を上限として、契約業者の「レンタカー貸渡約款」等により支払うこととする。

なお、消費税は発生しないものとする。

①レンタカーで自走し、引渡場所で引き渡した場合	20,000円
②レンタカーを引渡場所で引き渡せない場合	50,000円

8. 保守管理

- (1) 契約業者は、賃貸借中の車両が常時正常な状態で使用し得るよう保守管理を行わなければならない。
- (2) 契約業者は、賃貸借中の車両が自然摩耗的に故障した場合については、契約業者の負担により、速やかに修理又は交換するものとする。

9. 再委託

- (1) 契約業者は、委託業務の全部を第三者（契約業者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 契約業者は、再委託する場合には、別添契約条項に定めるとおり、発注者に「再委託に係る承認申請書」を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- (3) 契約業者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、発注者に対し全ての責任を負うものとする。
- (4) その他詳細は、別添契約書条項に定めるとおりとする。

10. 対価の支払い

- (1) 契約業者は、各月の業務終了後に請求書を作成し、発注者の会計機関である「官署支出官 富山労働局長」宛て請求するものとする。
- (2) 官署支出官 富山労働局長は適法な請求書を受理した日から 30 日以内にその対価を支払うものとする。

11. その他

- (1) 発注者は、ガソリン代のみを負担することとし、その他保守管理に係る経費は、これを負担しないこととする。
- (2) 賃貸借期間及び契約台数を延長する場合、協議の上、変更契約を締結するものとする。ただし、延長する場合であっても、賃貸借期間は令和 8 年 3 月末までとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、「レンタカー貸渡約款」等に基づき、別途協議の上、決定する。

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で示すガソリン自動車の調達基準（抜粋）

乗用車にあつては、電動車等であること。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準（ガソリン又はLPガスを燃料とする車両に限る。）に適合するとともに、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、備考12に示された算定式により算定された燃費基準値を下回らないこと。

備考12 乗用車に係る燃費基準値（WLTCモード燃費値）の算定方法は、次式による。

なお、次式において係数 α 及び β を乗ずる前に小数点以下第1位未満を四捨五入すること。

$$FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta \quad (M < 2,759\text{kg})$$

$$FE = 9.5 \times \alpha \times \beta \quad (M \geq 2,759\text{kg})$$

FE：燃費基準値（km/L）（小数点以下第1位未満を四捨五入）

M：車両重量（kg）

α ：燃費基準達成率であつて0.8

β ：燃料がガソリンの場合は1.0、軽油の場合は1.1、LPガスの場合は0.74

表1 ガソリン自動車又はLPガス自動車に係る排出ガス基準

区 分		一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	JC08モード	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t以下） 軽量貨物車	JC08モード	1.15g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t超） 中量貨物車	JC08モード	2.55g/km以下	0.025g/km以下	0.035g/km以下
	WLTCモード	2.55g/km以下	0.075g/km以下	0.035g/km以下
軽貨物車	JC08モード	4.02g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	4.02g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下

- 備考) 1 粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。
 2 「軽量貨物車」とは、車両総重量1.7t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。
 3 「中量貨物車」とは、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。
 4 「軽貨物車」とは、貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。
 5 排出ガスの測定モードに即しJC08モード又はWLTCモードのいずれかを満たすこと。

表2 ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車又はLPガス乗用車に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

区 分	燃費基準値		
	ガソリン	ディーゼル	LPガス
車両重量が 741kg未満	24.6km/L以上	27.1km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	24.5km/L以上	27.0km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	23.7km/L以上	26.1km/L以上	18.5km/L以上
車両重量が 971kg以上1,081kg未満	23.4km/L以上	25.8km/L以上	18.3km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上	17.1km/L以上

車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	20.3km/L以上	22.4km/L以上	15.9km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	19.0km/L以上	20.9km/L以上	14.9km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	17.6km/L以上	19.4km/L以上	13.8km/L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	16.5km/L以上	18.2km/L以上	12.9km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	15.4km/L以上	17.0km/L以上	12.1km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	14.4km/L以上	15.9km/L以上	11.3km/L以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	13.5km/L以上	14.9km/L以上	10.6km/L以上
車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	12.7km/L以上	14.0km/L以上	10.0km/L以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	11.9km/L以上	13.1km/L以上	9.3km/L以上
車両重量が2,271kg以上	10.6km/L以上	11.7km/L以上	8.3km/L以上

環境物品等の調達に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）

令和7年度富山労働総合庁舎外5施設で使用するレンタカー賃貸借契約 賃貸借期間一覧表

利用官署	納車場所	賃貸借期間	台数	月数	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
富山労働総合庁舎	富山市神通本町 1-5-5	令和7年7月1日～ 令和8年3月31日	1台	9月	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高岡労働基準監督署	高岡市中川本町 10-21 高岡法務合同庁舎	令和7年7月1日～ 令和7年12月26日	1台	6月	1	1	1	1	1	1			
富山公共職業安定所1	富山市奥田新町 45	令和7年7月1日～ 令和8年3月31日	1台	9月	1	1	1	1	1	1	1	1	1
富山公共職業安定所2	富山市奥田新町 45	令和7年12月1日～ 令和7年12月26日	1台	1月						1			
高岡公共職業安定所1	高岡市向野町 3-43-4	令和7年7月1日～ 令和8年3月31日	1台	9月	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高岡公共職業安定所2	高岡市向野町 3-43-4	令和7年7月1日～ 令和8年3月31日	1台	9月	1	1	1	1	1	1	1	1	1
砺波公共職業安定所	砺波市太郎丸 1-2-5	令和7年7月1日～ 令和8年3月31日	1台	9月	1	1	1	1	1	1	1	1	1
魚津公共職業安定所	魚津市新金屋 1-12-31 魚津合同庁舎	令和7年9月1日～ 令和7年11月28日	1台	3月			1	1	1				
小計					6	6	7	7	7	7	5	5	5

※納車に当たっては、賃貸借期間初日の8時30分から12時までの間に自動車燃料を満杯にした車両を利用官署に納車することとする。ただし、賃貸借期間初日に納車を行うことが困難な場合は、賃貸借期間初日の2日前（土・日を除く）から納車を可能とする。

※返却に当たっては、賃貸借期間最終日の13時から17時15分までの間に自動車燃料を満杯にした状態の車両を引き渡すため、利用官署から引き取ることとする。ただし、賃貸借期間最終日に引取りを行うことが困難な場合は、賃貸借期間最終日の2日後（土・日・12月29日～1月3日を除く）までに確実に引取りを行うこと。